

令和3年（2021年）

8月那霸市議会臨時会

議案書

令和3年8月2日

令和3年(2021年)8月那覇市議会臨時会付議事件名

議案番号	事件名	関係委員会	主管部課	頁
報告第33号	専決処分の報告について(那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定)	総務委員会	企画財務部 納税課	1
報告第34号	専決処分の報告について(市道港町10号陥没穴による二輪車損傷事故)	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路管理課	5
報告第35号	専決処分の報告について(与儀わんばく公園内の樹木の侵入根による排水管詰まり事故)	都市建設環境委員会	都市みらい部 公園管理課	9
報告第36号	専決処分の報告について(車両事故)	総務委員会	消防局 総務課	11

専決処分の報告について
(那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部
を改正する条例制定)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 3 年 8 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の条項を引用する規定の整備を内容とする条例の改正について、次のとおり専決処分する。

令和3年7月20日

那覇市長 城 間 幹 子

件名 那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する
条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成10年那覇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(情報通信産業振興地域における課税免除)</p> <p>第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和4年3月31までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるもの(特定高度情報通信技術活用システム(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システムをいう。以下同じ。)にあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の5の4の2第1項、第42条の12の5の2第1項又は第68条の15の6の2第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備をいう。以下同じ。)に限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者</p>	<p>(情報通信産業振興地域における課税免除)</p> <p>第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和4年3月31までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるもの(特定高度情報通信技術活用システム(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システムをいう。以下同じ。)にあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の5の5第1項、第42条の12の6第1項又は第68条の15の6の2第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備をいう。以下同じ。)に限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等に</p>

等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

報告第34号

専決処分の報告について
(市道港町10号陥没穴による二輪車損傷事故)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月2日提出

那覇市長 城間幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 7 月 20 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 令和 3 年 (少コ) 第 16 号損害賠償請求事件
(市道港町 10 号陥没穴による二輪車損傷事故)

2 賠償の相手方
及び 賠償額
相 手 方 静岡県浜松市在住
賠 償 額 41,920 円

3 和 解 事 項

令和 3 年 (少コ) 第 16 号損害賠償請求事件について、令和 3 年 7 月 12 日に浜松簡易裁判所が行った民事訴訟法第 275 条の 2 による次の決定に対して異議を申し立てない。

- (1) 那覇市は、賠償の相手方に対し、本件事故による損害賠償債務（慰謝料、治療費、診断書料、通院等交通費及び交通事故証明書料）として、4 万 1,920 円の支払い義務があることを認める。
- (2) 那覇市は、賠償の相手方に対し、前項の金員を、令和 3 年 8 月末日限り、賠償の相手方名義の普通預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は那覇市の負担とする。
- (3) 賠償の相手方は、その余の請求を放棄する。

(4) 賠償の相手方及び那覇市は、賠償の相手方と那覇市との間には、本件事故に関し、この条項に定めるほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

専決処分の報告について
(与儀わんぱく公園内の樹木の侵入根による排水管詰まり事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 8 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 7 月 8 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 与儀わんぱく公園内の樹木の侵入根による排水管詰まり
事故

2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 那覇市牧志在住
賠 償 額 964,053 円

報告第 36 号

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 8 月 2 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、1件200万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和3年7月20日

那霸市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 車両事故

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 那霸市繫多川在住

賠 償 額 7,810円

